

猟銃等の所持許可（更新）を申請する皆様へ

（令和8年8月）

◎猟銃等の所持許可（更新）申請時の書類作成にご協力をお願いします

1 申告書（自己申告用）・・・様式第2号

- ・猟銃等の所持許可（更新）申請の際に、新たに定められた「申告書（自己申告用）」の提出が必要となりました。
- ・申請時の面接内容について、あらかじめ申告書に回答を記載しておくことで、当日の面接時間短縮につながります。

※申告書（自己申告用）は申請する銃砲ごとに作成が必要です

2 あなたをよく知る方に関する申告書・・・様式第4号

- ・これまでの「調査先とする知人等に関する申告書」が名称を変え、調査先の記載欄が7人から4人に変更されました。

- ①「猟友会、射撃協会等の関係団体の役員」や「猟銃等を使用する際の同行者」を1名記載してください。（あなたの猟銃等の使用状況をよく知っている方を記載してください。）
- ②「あなたをよく知る同居人（親族以外）、近隣者、知人等」は、可能な限りそれぞれの属性に該当する方を記載してください。

◎申請に伴う医師の診断書に関すること

1 診断書作成医師の要件

- ・猟銃等の所持許可（更新）申請の際に提出する診断書は、下記のいずれかの医師が作成したものでなければいけません。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する**精神保健指定医**

○精神保健指定医ではないが、**精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験**を有する医師

○精神保健指定医等の専門医ではないが、**かかりつけ医として継続的に診断を行っているなど、被診断者の心身の状況について診断したこと**がある医師

2 病院（医師）に対する事前予約の徹底について

- ・診断を受ける前に、猟銃等の所持許可申請に伴う診断書が作成可能であるか電話等で病院に確認してください。

・事前の連絡がない場合、診断を依頼しても、上記医師ではない場合や担当医不在などのために診断できない場合があります。

・どの病院に行けばいいかわからない場合は、管轄の警察署生活安全課の銃砲担当係にご相談ください。

問い合わせ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（097-536-2131）
各警察署生活安全課（銃砲係）